

〔判例研究〕

いわゆる熊本ねずみ講の主宰者に対する 所得税課税処分の適否が争われた事例

－熊本ねずみ講事件－

福岡高裁平成2年7月18日判決、昭和59年(行コ)第4号贈与税・所得税課
税処分取消請求控訴事件、控訴棄却、判時1395号34頁、判タ750号165頁¹²

田 邊 正
(長岡大学専任講師)

〔事実〕

破産者A(昭和55年2月20日破産宣告)は、いわゆる無限連鎖講である鼠講を主宰していた。鼠講とは、先の加入者が二倍以上の倍率で増加し、後の加入者から金品を受領する金銭配当組織である。Aは「天下一家の会」という名称の鼠講を主宰していた。同年47年5月20日に、「天下一家の会及び第一相互経済研究所」の創立総会が開催され、会の目的、会員資格、会員総会、役員及び理事会、財産管理等を内容とする本会の定款等が審議及び承認され、本会の名称をもって関連事業を営むこととなった。そして、同年4月1日以降の各事業年度の法人税の申告及び納税がなされていた。また、A個人として鼠講による事業所得以外の所得についても確定申告をしている。

このような経緯のもとで、税務署長Y(被告・控訴人)は、「本件総会で定款案の承認等の決議がされたことによって、新たに『人格なき社団』たる本会が発足し、Aの営んでいた鼠講に係る事業は、以降、本会の事業となった」と認定していた³。

昭和47年5月20日に、国税局及び国税庁が検討したうえで、本会は鼠講事業主体の「人格なき社団」として成立していることを前提に、Yは、A名義資産の本会への基本財産組入れに係るAに対する所得税の更生(所得税法第59条1項1号)、当該資産の受贈に係る本件譲渡に対する贈与税の決定(相続税法第66条2項)及び鼠講事業に係る収益も収益事業に該当すると本会に対する所得について法人税更生処分を行った。

これに対して、Aが破産宣告を受けたことから、Aの破産管財人であるX(原告・被控訴人)が、A名義資産の本会への基本財産組入れに対する所得税の更生について、本会は本件総会によって「人格なき社団」としての外形が整えられたものの、その実体は依然A個人と同一視すべきものであることから、本件について、みなし譲渡があったと捉えることはできない旨を主張し、本会の更生処分の取消しを求めていた。

昭和59年2月27日の熊本地裁第一審判決では、本会の会員資格の得喪が、定款上一義的でなく、実際の運用基準も明確でないため、その構成員の範囲を客観的にできないことから、本会を非構成員から区別された構成員の集団である団体として捉えることは不可能であると判決を下した。したがって、本会は「人格なき社団」の成立要件適用の基本的出発点を欠いており、その余の要件について判断するまでもなく、「人格なき社団」としての評価に耐え得ないものであるとして本件更生処分を取消している。そこで、Yが控訴したのが本件であった。

¹ 「いわゆる熊本ねずみ講(天下一家の会・第一相互経済研究所)の社団性が否定された事例」『判例時報』1395号 34～57頁。

² 「一、いわゆる熊本鼠講(天下一家の会・第一相互経済研究所)が人格なき社団に当たらないとされた事例、二、納税者の破産管財人がした、いわゆる熊本鼠講(天下一家の会・第一相互経済研究所)が人格なき社団であるとの主張が信義則に違反品とされた事例」『判例タイムズ』No.750 165～191頁。

³ 本稿では、「人格のない社団」ではなく、「人格なき社団」に統一して述べることにする。

〔判旨〕

控訴棄却。

本件においてYは、社団性の判断について、租税法関係にもとづいた社団に係る課税制度の趣旨及び目的等に照らして、当該団体に構成員の財産から明確に分離された団体固有の財産が存在することが必須かつ最重要であると主張した。そして、それ以外の構成員の資格・範囲・社団の目的・監督集団等は、形式的及び補充的に備わっていれば足りるとの独自の観点から判断すべき旨を主張した。すなわち、内部条件は団体の内部関係に委ねるということになる。

租税法における「人格なき社団」の概念は、民事実体法上の「権利能力なき社団」として認知されている概念を借用したものである。課税客体となるか否かは社団性が是認されることが前提であることから、当然、「権利能力なき社団」も一義的に解釈され「人格なき社団」として課税客体となることになる。したがって、納税主体をこのような社団性の概念に準拠して捕捉する以上、ある程度、租税法も民事実体法上の社団性の概念に拘束されることになる。

他方、事業主体の社団性については、実体法上の問題であり、社会的に事業主体として実体法上の実在が肯定されることを基礎としている。そして、そこに取引主体等が形成され、訴訟当事者としての適格性及び強制執行の対象となる財産の区別等がなされるに至るのである。

前述したように、租税法上、「人格なき社団」として課税客体となり得るか否かの判断も実体法上の問題であるが、社団性判断の基準となる要件を満たすか否かで社団性を判断することになる。その判断基準については、法的安定性の観点から社団性の概念は民事実体法と一義的に解釈されるのが相当である。そこで、昭和39年10月15日の第一小法廷最高裁判決において、「権利能力なき社団」の実体法的要件について下された要件にもとづいて本会を検討している。

本会は、定款を有しており、団体意思の決定機関、対外的代表機関等も定めただうえで、その意思形成も一応多数決原則によるとしている。したがって、社団として一応の外形も整っており、体系的に社団性を有していることは否定し難い。しかし、社団が実在するためには、法律的、社会的、経済的に認識されなければならない。よって、個人の意思と離れた別個独立の団体意思の存在が客観的に認識され、その事業活動等に要する団体固有の資産が個人と区別されて存在することが最低限不可欠なこととなる。

本件においてAは、建前は相互援助を目的としているが、個人事業に対する反社会性の隠蔽、世論対策、課税対策を主目的として本会を意図的に設立したと考えられる。したがって、定款等によって、社団としての基礎的組織を具備し、団体意思形成の機関、方法を外形的には定めているものの、Aとしては、自己の意のままに本会の意思を形成し、組織を動かす腹心算で定款等を作成し、準備にかかったとされる。実際上の運営もA個人の思いどおりに行っていた。

したがって、本件では、社団として不可欠な要因である対等の複数構成員の実質的存在の判断は困難である。さらに、本会発足後にも、本会の資産等の管理はA個人の専権に属し、基本財産や主要財産の得喪についても、形式的には理事会に付議したこともあるが、Aの意に従わなければ、これらの議決を全く無視し、時には付議することもなく独裁的に処理していた。また、自己の経費を本会のそれとして処理してきた事例が枚挙にいとまがない。このように、その事業運営及び会計処理等において、本会とA個人との個別独立性はほとんど存在せず、本会の社団性を肯定できない。

これらを踏襲して、本会は、Aにおいて社会的非難を回避してその事業を将来も維持し、継続し、かつ、自己の課税対策等の意図のもとに、実態は個人事業であるのにこれを仮装し、「人格なき社団」という形式に名を借りた団体異名のもとであると判断することが相当である。

〔検討〕

昭和42年から主宰者Aは、「親しき友の会」及び「交通安全マイハウス友の会」等の名称で無限連鎖講を開設し運営していた。すなわち、鼠講である。その事業をAは主宰していたのである。昭和47年5月11日に、「第一相互経済研究所」の組織的整備を企図し、同年5月20日に、創立総会によって、承認を得て、さらに、「第一相互経済研究所」

の名称も「天下一家の会・第一経済研究所」と改められた。

この「天下一家の会」である本会は、無限連鎖講という仕組みで運営していた。無限連鎖講とは、金品を支払う会員が無限に増加するという前提で、二倍以上の倍率で増加し、下位会員から徴収した金品を上位会員に分配することによって、その上位会員が自ら支払った金品を上回る配当を受領することを目的とした団体のことである。本会では、加入申込者がAの指定する先輩会員に一定の額を贈与し、さらに、Aに入会金を送金し、子会員二名を会員に勧誘することによって、Aの指定する後輩会員から一定の金額を受領する仕組みであった。この仕組みではAと会員相互間における贈与契約が成立し、入会金はAの報酬と考えられる。

前述したように、本件は、A名義資産の本会への基本財産組入れに係るAに対する所得税の更生、当該資産の受贈に係る本件譲渡に対する贈与税の決定及び鼠講事業に係る収益も収益事業に該当すると本会に対する法人税更生の三件についての判決である。これらの三件については、本会の社団性を是正するか否かという問題が判断を左右すると考えられる。すなわち、「人格なき社団」として取扱うか否かである。

Aは本会に対して基本財産目録に掲げられている個人資産を贈与し、所得税法上、みなし譲渡所得があるとして、昭和51年3月11日に、所得金額78,711,049円、税額7,891,300円とする所得税更正処分がなされた。この贈与は、所得税法第59条1項1号に抵触し、法人に対する資産の譲渡は、その資産の時価に相当する金額によって資産の譲渡があったものとみなすという理由から更正処分がなされたのである。したがって、本会が「人格なき社団」として認められなければ、Aの更正処分は取消されることになる。

しかし、Aの破産管財人であるXは、本会の実体はA個人のものであって「人格なき社団」ではないと本会の社団性を否定した。したがって、本件の更正処分には、実体を有しないものを社団とした事実誤認が存在すると主張したのである。

一方、Yは、「人格なき社団」として認められるためには、社会通念上、組織的単一体として独立性を有しなければならないと主張した。さらに、租税法上、納税義務者として認めるには、当該団体に団体の構成員の財産から明確に分離された団体固有の財産が存在することが必須かつ重要であり、構成員の資格、範囲、権利義務、社団の目的、執行機関の構成、執行機関の監督手段等については、団体内部に属する事柄であるから専ら当該団体の自治に委ねられるべき問題であって形式的に備わっていれば足りることであると主張した。また、昭和47年5月20日以降に、本会は法人税確定申告書を提出している。このことから、Yは信義則、権利濫用の法理、禁反言の法理、法人格否認の法理に反するとも主張している。

「人格なき社団」は、私法上の「権利能力のない社団」と同義に解釈されるべきだと考えられている⁴。最高裁昭和39年10月15日判決によれば、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定しているか否かによって判断すべきとしている⁵。したがって、①団体としての組織を備えていること、②多数決の原則が行われていること、③構成員が変更しても団体そのものは存続すること、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることと四つの要件に分類することができる。これらの要件のなかで一つでも欠くことになれば、社団性は否定されることになる。

熊本地裁昭和59年2月27日判決によれば、内側に向かっては、複数人の集合によって成立する人的まとまりであること、外側に向かっては、集合を構成するメンバーが閉鎖的であることと述べている。換言すれば、構成員資格の明確化及び限定によって、非構成員を明確に区別しうる対内的まとまりで対外的に閉鎖性を有する人の集まりである所謂団体が存在することが基本的出発点となる。すなわち、当該構成員の集団である団体について構成員資格が明確になって始めて団体としての組織の具備及び団体としての主要な点が確定しているか否かについて理論的に判断すべきとしている。このことを踏襲すれば、本会の会員資格の得喪が、定款上一義的でなく、実際の運用基準も明確でないため、その構成員の範囲を客観的に明確にできないことから、本会を非構成員から区別された構成員の集団である団体として捉えることは不可能であるとして、本会の社団性を否定した。

⁴ 金子宏『租税法 第十一版』弘文堂 平成18年 148～149頁。

⁵ 昭和39年10月15日に、最高裁判所第一小法廷判決「法人に非ざる社団の成立要件」において成立要件を明確にしている。

一方、本件の福岡高裁判決では、本会は、定款を有しており、団体意思の決定機関、対外的代表機関等も定めており、その意思形成も一応多数決原則によるとしている。したがって、社団として一応の外形も整っていると述べたうえで、本会とAの実質的關係に焦点をあてて社団性を否定している。社団が実在するならば、法律的、社会的、経済的に認識されなければならない。したがって、個人の意思と離れた別個独立の団体意思の存在が客観的に認識され、その事業活動等に要する団体固有の資産が個人と峻別されて存在すべきである。しかしながら、Aは、自己の意のままに本会の意思を形成し、組織を動かす腹心算で定款等を作成したとされる。実際の運営もAの意のとおりに行ってきたものである。さらに、本会の資産等の管理はA個人の専権に属し、基本財産や主要財産の得喪についても、形式的には理事会に付議したこともあるが、Aは意に従わなければ、これらの議決を全く無視し、時には付議することもなく独裁的に処理していた。これらから解るように、A個人と本会は分離された別個独立の存在とはいえ、Aが課税対策等の意図のもとに「人格なき社団」の名称を借りた団体異名であるとして、「人格なき社団」ではないと社団性を否定した。

このように、熊本地裁判決でも福岡高裁判決でも本会の社団性は否定されている。しかし、社団として一応の外形を整備していることは否定できない。そのうえで、A個人と本会の別個独立性を否定して社団性を否定している。

しかし、本会会員に焦点をあてると見方が変わってくると考えられる。Aは「第一相互経済研究所」の名称をもって、「親しき友の会」、「第一相互経済協力会」、「交通安全マイハウス友の会」、「中小企業相互経済協力会」等と順次に鼠講を設立している。これらの組織も本会と同様に、組織の拡大に伴って、次第に個人の事業主体から団体としての組織化を企図して、昭和45年頃から定款の草案について審議しており、一部地域に支部を設置するなどして社団化の準備をしていた。これらの動きは、Aだけでなく中心となる有力会員が存在していたことも確かである。したがって、本会の意思決定関与していたのは、A個人の統制力が協力であったかもしれないが、Aのみではなかったことも確かである。そして、本会員が、A個人を慕って入会したかという点は疑問である。定款上、本会の目的は、「人類としての真理と生命を知り、心、和、救い合いの精神を…以って、相互扶助し、…世界平和に貢献することを目的とする。」と定め、本会は相互援助の組織であるという建前である。しかし、これは実態を仮装及び隠蔽し美化するための定めであり、本会が鼠講事業組織であることは課税当局も含めて公知の事実であった。したがって、本会員は、本会の鼠講の組織のうまみを知ったうえで、A個人でなく本会に入会したと考えられる。

また、本件では、本会の規模についても触れているが、昭和52年5月に、大小44カ所の県支部大会等が開催され、大会参加者は平均300人程度であって、多い支部で1,000人を超えたといわれている。この数字から本会を小規模な組織として認識するか否かという判断も社団性を判断する要因の一つではなかろうか。本来、「人格なき社団」に該当しない組織として、任意組合等の組合が考えられるが、これらの組合が大規模な組織になることは予想されない。したがって、大規模な組織であれば、社団性を肯定する一つの要因となるであろう。

さらに、破産宣告を受ける以前に、A個人が本会を社団として認識していたかは、昭和48年3月10日に、「財団法人天下一家の会」として登記をしていることから、社団として認識していたことは確かである。これは理事就任等の理事会の手続きに瑕疵があったため抹消されたが、A個人は本会を「法人なり」させようという意思は明確であったと考えられる。さらに、昭和51年9月27日には、株式会社社長谷工務店所有の東京千代田区九段北三丁目所在のビル及び敷地を13億5,700万円で買収する際も「財団法人天下一家の会」の名義で契約を締結している。当初、A個人としても信頼性の側面から積極的に社団性を肯定していたと考えられる。

通常の法人のなかでワンマン経営の法人は少なくない。この傾向は法人が小規模であれば強まる。これらの法人の別個独立性はどのように考えるべきであろうか。当然、社団性の否定はできない。したがって、本会の運営をAの意のとおりに行ってきた行為も当然のことと捉えることができる。何ら通常の法人と遜色ない。よって、個別独立性が社団性の否定の決定的要因になるかは疑問である。

信義則違反についてだが、本件において福岡高裁では、税法上、信義則違反が認められるのは、租税法律主義を貫徹すると却って公平に反し、不正義の結果が生じると考えられる場合であるとして、本件は信義則違反には該当しないとしている。Yは課税関係も第三者との取引等と同様対外的な場面での問題であって信義則違反等の適用をすべきと主張した。しかし、課税当局は私人と異なることから、実質課税の原則を掲げた十分な組織力と間接強制に裏付けられた調査能力を備えた国家機関であるため、本会が社団であるか否かの区別は容易に認識できたはずと

して斥けている。

次に、YはAの業務が法人税法第2条13号に規定された収益事業に該当するとしてAに対して法人税更正処も行ってた。そして、これは具体的に法人税法施行令第5条1項17号の周旋業又は同項10号の事務処理受託の請負業に該当すると主張した。一方、Aの破産管財人であるXは、本会は「人格なき社団」でないと主張したうえで、周旋事業等の収益事業でないことを主張し、法人税構成処分は違法であるとして取消しを求めた。Xの主張は、本会は世界平和の思想にもとづく物心両面の奉仕活動及び相互援助活動を行う団体であって、Yの主張するような周旋業等の収益事業ではないと述べている。これに対して、第一審の熊本地裁と同様に、福岡高裁でも本会が「人格なき社団」でないとすることを前提にして、Aの当事者能力を否定して不適法であると却下している。

前述したように、本会は相互援助の組織であるということが建前である。しかし、本会が鼠講事業組織ということは課税当局も含めて公知の事実であった。各講で本会員は、子会員を二名又は四名を勧誘してこなければならなかった。そして、子会員の入会金はAに送金され、勧誘した会員は、Aの指定する後輩会員から一定の金額を受領する仕組みであった。この仕組みでは、二十五代目で1億3,000万人を超える計算になる。払込金の全額が受領金として全会員に払い戻されるので、子会員の勧誘に失敗した場合、払込金はないが全会員への払い戻しはなされるという状態を引起すため、勧誘した会員が架空名義の子会員を作り、孫会員を勧誘するという泥沼化することもある。このように、無限連鎖講には必然的に限界に達するのは当然のことである。

そこで、本件では、本会を「人格なき社団」として捉えるか否かで判断が変わってくると考えられる。Xが本会は世界平和の思想にもとづく物心両面の奉仕活動及び相互援助活動を行う団体であると主張しているが、主張どおりの団体であれば、収益事業には該当しないことは確かである。しかし、上述したように、無限連鎖講による鼠講事業組織であるため、A個人への入会金等の払込みを本会への周旋業による報酬と捉えることも可能であり、本件でも報酬として捉えている。したがって、本会の社団性を肯定するならば、Aの業務は収益事業に該当するとして法人税更正処分を行うべきというYの主張は肯定されるべきである。一方、本会の社団性を否定するならば、本会自体の所得には課税されないことから、A個人の所得の問題となる。したがって、この問題は本会の社団性を認めるか否かの二次的問題だと考えられる。

〈参考文献〉

- ・植松守雄「第1納税義務者・源泉徴収義務者」『税経通信』1986年10月号。
- ・植松守雄「第1納税義務者・源泉徴収義務者（続）」『税経通信』1986年11月号。
- ・植松守雄「第1納税義務者・源泉徴収義務者（続2）」『税経通信』1986年12月号。
- ・植松守雄「第1納税義務者・源泉徴収義務者（続3）」『税経通信』1987年1月号。
- ・植松守雄「第1納税義務者・源泉徴収義務者（続4）」『税経通信』1987年2月号。
- ・植松守雄「第1納税義務者・源泉徴収義務者（続5）」『税経通信』1987年3月号。
- ・植松守雄「第1納税義務者・源泉徴収義務者（続6）」『税経通信』1987年4月号。
- ・植松守雄「第1納税義務者・源泉徴収義務者（続7）」『税経通信』1987年5月号。
- ・碓井光明「ネズミ講税金訴訟判決－人格なき社団性の有無をめぐって」『ジュリスト』No814。
- ・北野弘久「ねずみ講をめぐる課税問題」『税理』Vol.28 No.3。
- ・佐藤幸一「人格のない社団の納税義務－熊本鼠（ねずみ）講事件」『別冊ジュリスト』No178。
- ・佐藤幸一「人格のない社団の納税義務－熊本ねずみ講事件」『別冊ジュリスト』No120。
- ・篠田四郎「権利なき社団－その類型論的・法的構成」『矢野勝久教授還暦記念論集・現代における法と行政』1981年。
- ・谷口知平「沖縄における血縁団体であるいわゆる門中が権利能力なき社団であるとされた事例」『民商法雑誌』83-4-90。
- ・中里実「ねずみ講は所得税法上人格なき社団に当たるか」『ジュリスト』No852。
- ・座談会「いわゆる熊本ねずみ講の主宰者に対する所得税課税処分の適否が争われた事件」『訴務月報』31巻1号別冊。

- ・「いわゆる熊本ねずみ講（天下一家の会・第一相互経済研究所）の社団性が否定された事例」『判例時報』 1395号
- ・「一、いわゆる熊本鼠講（天下一家の会・第一相互経済研究所）が人格なき社団に当たらないとされた事例、二、納税者の破産管財人がした、いわゆる熊本鼠講（天下一家の会・第一相互経済研究所）が人格なき社団であるとの主張が信義則に違反品とされた事例」『判例タイムズ』 No.750。
- ・「権利能力なき社団の代表者が構成員の総有に属する不動産について構成員から信託的に与えられた財産管理権限に基づき総有権確認請求をすることができないとされた事例」『判例時報』 961号。